

キャッチコピー「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴマーク使用申請の流れ

STEP 1

申 請

【提出書類】

- ①使用申請書（様式第1号）
※観光ナビからダウンロードしてご記入ください。
https://www.kankou-shimane.com/renmei/news/bihadaken_logo/shimaneken_bihadalogo_shinsei_voushiki_1.doc
- ②申請者の概要がわかる資料
- ③ロゴマークの使用内容（デザイン）がわかる企画書等

【提出方法】

メール（担当：石橋）または郵送でお送りください。
※FAXは不可
メール [a-ishibashi \(@\) shimakanren.or.jp](mailto:a-ishibashi (@) shimakanren.or.jp)
※メールアドレス中の () を外してください
郵便 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

STEP 2

確 認

【デザイン等の確認】

- ・ロゴマークを使用したデザイン、使用方法を確認します。（修正、再提出をお願いする場合がありますので、期間に余裕をもって申請をお願いします。）

STEP 3

使 用 承 認

【通知について】

- ①使用に問題なければ、申請者に使用承認書（様式第1号）を通知します。
- ②必要であれば高解像度のロゴデータを提供しますので、お知らせください。
- ③申請から通知までは5日～7日程度かかります。

【その他】

申請者は、成果品を一部納品してください。

※納品が難しい場合はデータでも構いません。

注意：以下の場合、「美肌効果が期待できる」と誤認させる恐れがありますので使用承認できません。

- ①食品類および食品類パッケージへの使用
- ②肌に直接使用する商品（化粧品製造許可を得ている業者が作製したものを除く）
例）雑貨扱いとなるウェットティッシュ等
- ③その他、ロゴマーク使用要領の規定に反する場合